

相続税に生命保険の非課税枠があることをご存知ですか？

相続税を計算する際、生命保険金として受け取った遺産には一定の非課税枠があります。この非課税枠を確保するために、当面の用途のない預金等を生命保険契約に活用している方が多くいらっしゃいます。

4人の子供がいるお父さん(妻は以前に他界)が、7,400万円分の遺産を遺して亡くなった場合の例を見てみましょう。(記載した条件以外は①②ともに同一とします)

【ケース①】

現預金	5,400万円
不動産評価額	2,000万円
合計	7,400万円

基礎控除 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人 4名) = 5,400万円を差し引いて、相続税の対象となる**課税遺産総額**は**2,000万円**となります。
つまり、2,000万円分の遺産に対して相続税の納税が発生します。

【ケース②】

現預金	3,400万円
不動産評価額	2,000万円
生命保険金	2,000万円 (遺族が受取人)
合計	7,400万円

基礎控除 5,400万円 (ケース①と同じ) に加え、
生命保険金の非課税枠 500万円 × 法定相続人 4名 = 2,000万円を差し引くと、
課税遺産総額は0円となります。

このように、同じ金額の遺産でも**活用次第で納税の有無や税額は大きく変わります。**
年齢、性別、健康状態などの条件によりますが、いくつか例を挙げると、

- **一時払い保険料と同額の死亡保険金を確保できる商品**
(年齢や健康状態にかかわらず加入できるケースが多い)
- **一時払い保険料より大きい死亡保険金額を確保できる商品**
(上記のケースでいけば、2,000万円の保険金をより少ない手出しで準備できる)
- **一時払い保険料より大きい死亡保険金額や介護保険金等を確保できる商品**
(自身が介護状態等で資金が必要になった際にも活用できる)
- **一時払い保険料と同額の死亡保険金を保証しつつ、運用効果も見込める商品**
(亡くなった時の保険金額は確保しつつ、自分自身の老後資金にも活用できる)

ここに挙げたような商品以外にも、いろいろな特徴を持った商品があります。生命保険の担当者にご相談されてみてはいかがでしょうか。

また、弊社でもFP事業部の専門担当者と連携し、それぞれの実情やご要望に合わせたご提案を行っています。

ご質問のある場合、詳しい説明・提案をご希望の際は、弊社担当へお問い合わせいただくか、下記連絡先までご連絡ください。